

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例(令和6年宮古島市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により宮古島市地産地消用保冷施設(以下「施設」という。)の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宮古島市地産地消用保冷施設使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(品目の指定)

第3条 条例第3条第4項に規定する農産物の品目は、じゃがいも、玉ねぎ、にんじん、キャベツ及び大根の5品目とする。

(令7規則33・一部改正)

(使用許可)

第4条 市長は、第2条の規定による使用許可の申請を受け、使用を許可したときは、宮古島市地産地消用保冷施設使用許可証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。なお、使用場所は市長が指定するものとする。

(許可内容の変更)

第5条 条例第3条第1項の規定により許可内容を変更しようとするときは、宮古島市地産地消用保冷施設使用許可内容変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の変更のうち使用期間を変更しようとする者は、期間を短縮しようとする場合は変更後の使用期間満了30日前まで、期間を延長しようとする場合は変更前の使用期間満了30日前までに変更申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により変更申請書を受理し、変更内容を適当と認めたときは、宮古島市地産地消用保冷施設許可内容変更許可通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 使用者は、条例第5条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、宮古島市地産地消用保冷施設使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条ただし書の規定により、使用料の還付を受けられる場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付額は、使用することができなかつた期間(以下「使用不可能期間」という。)に応じて、使用料を日割り計算して算出するものとする。

(1) 条例第8条第1項第4号から第6号の規定により、施設の使用を差し止め、又は使用許可を取り消された場合

(2) 前号の場合の他、使用者の善良なる管理にもかかわらず、施設の破損等により使用することができない事情が生じた場合

(3) 使用者の善良なる管理にもかかわらず、停電により施設の保冷機能が維持できなかった場合

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 前項の使用不可能期間は、使用不可能になった日を1日と数え、使用可能となった日を1日と数えるものとし、使用不可能期間が2日未満の場合は、還付の対象としないものとする。

4 市長は、第1項の規定により還付の申請書を受理し、その内容を適当と認めたときは、宮古島市地産地消用保冷施設使用料還付決定通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(指示)

第7条 使用者は、施設の使用に関して、条例及びこの規則に定めるもののほか、市長の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年11月21日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

宮古島市地産地消用保冷施設使用許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請人 住 所
商 号
代表者名 印

宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり施設を使用したいので申請します。

記

- 1 使用面積： m^2
- 2 使用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 保管品目：
- 4 使用料（月額）： $\text{m}^2 \times$ 円/ m^2 = 円（税抜き）
円（税込み）

誓約事項（誓約する項目に☑）

- 使用料は期限までに納付します。
- 他の使用者に迷惑をかけません。
- 他の使用者との間にトラブルが生じたときは、誠実に協議を行い、当事者間で解決するよう努めます。
- 使用時は使用場所を清潔に保ち、使用終了時は清掃し、原状回復します。
- 在庫管理を徹底し、腐れ・紛失・盗難が発生しても市に責任を問いません。
- その他条例・施行規則のほか、市が定める規定を遵守します。

様式第2号(第4条関係)

宮古島市地産地消用保冷施設使用許可証

- 1 使用面積： m²
- 2 使用期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 保管品目：
- 4 使用料（月額）： 円（税込み）
- 5 使用場所：別紙のとおり
- 6 許可条件：条例、施行規則、誓約事項を遵守すること。

住 所
氏 名

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

宮古島市長

様式第3号(第5条関係)

宮古島市地産地消用保冷施設使用許可内容変更申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請人 住 所
商 号
代表者名 印

宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可内容を変更したいので申請します。

記

- 1 変更内容：
- 2 変更理由：

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

宮古島市地産地消用保冷施設内容変更許可通知書

住 所

氏 名

宮古島市長

年 月 日付けで申請のあった許可内容変更について、相当と認めましたので、宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第3項にもとづき許可します。

記

1 変更内容：

様式第5号(第6条関係)

宮古島市地産地消用保冷施設使用料還付申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請人 住 所
商 号
代表者名 印

宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

1. 既納の使用料： 円(税込み)
2. 還付申請額： 円(税込み)
3. 申請理由：

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

宮古島市地産地消用保冷施設使用料還付決定通知書

住 所

氏 名

宮古島市長

年 月 日付けで申請のあった使用料の還付について、適当と認めましたので、宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項にもとづき還付の決定を通知します。

記

1 還付額： 円(税込み)